第２７回呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議　次第

令和２年９月１５日（火）幹部会議終了後
於　本庁舎２階 防災会議室

１　開　　会

２　呉市新型コロナウイルス感染症対策について

（１）国，県の動向について（福祉保健部）

（２）呉市の現状（福祉保健部，産業部）

３　その他

４　市長・副市長発言

５　閉　　会

令和２年９月１５日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
福祉保健部福祉保健課

呉市新型コロナウイルス感染症対策について

（令和２年９月１５日時点）

１　国・県の動向について

●国の対応状況

３月２６日　特措法に基づく対策本部を設置
３月２８日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
４月　１日　政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
４月　２日　厚労相から，感染者が急増する地域で，軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養させる方針
４月　７日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
４月　７日　「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
４月　７日　「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
　※対象地区：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県，福岡県
４月１１日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
４月１６日　「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大
４月１６日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
５月　４日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
５月　７日　「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
５月１４日　「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
５月１４日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
５月２１日　「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
５月２１日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
５月２５日　「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」発出
５月２５日　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
７月２２日　「イベント開催制限の段階的緩和の目安」変更
８月　７日　「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」発出
８月２８日　「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」発出
９月１１日　「１１月末までの催物の開催制限等について」発出

●県の対応状況

３月２６日　特措法に基づく県対策本部を設置
３月２８日　県内（広島市）で５・６例目の感染を確認
３月２９日　県対策本部員会議開催
４月　１日　県内（広島市）で７～１０例目の感染を確認
４月　２日　県内（福山市）で１１例目の感染を確認
４月　３日　県内（福山市・府中町）で１２・１３例目の感染を確認
４月　４日　県内（東京都（広島市帰省）・福山市）で１４・１５例目の感染を確認

４月　９日　新型コロナウイルス感染症専門員会議開催
４月１０日　知事及び保健所設置市３市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（ＷＥＢ会議）開催
４月１０日　知事から週末における外出自粛要請
４月１２日　新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
４月１３日　知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する会議（ＷＥＢ会議）開催
４月１３日　知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請
４月１６日　広島県対策本部員会議開催
４月１８日　新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
４月１８日　広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」発出
５月　３日　新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
５月　４日　知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する会議（ＷＥＢ会議）開催
５月　５日　広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」変更
５月１５日　新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
５月１５日　知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する会議（ＷＥＢ会議）開催
５月１５日　広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」解除
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」制定
５月２２日　「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
５月２９日　「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
６月１８日　「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
７月　９日　「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
７月２１日　「感染拡大に対する警戒強化宣言　～第２波を防ぐために」発出
７月３１日　「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
８月３１日　「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
→　９月１２日現在　県内で４５６例(帰省中１例，大阪府居住１例，岡山県居住１例，再度感染７例除く)の感染を確認

2　呉市の現状

(1)　感染者の状況（国内　9/13 0:00 時点，県内　9/12 18:00時点，市内　9/13 0:00 時点）

国内感染者	74,544例（うち入院治療等を要する重症者190例，退院又は療養解除となった者66,280例）※死亡者1,423名

県内感染者（456 例）

○呉市(11)　○広島市(290[再度感染者2名を除く])　○尾道市(4)
○福山市(64[再度感染者4名を除く])　○府中町(8)　○江田島市(1)　○庄原市(4)
○東広島市(4)　○三次市(45)　○廿日市市(8)　○大崎上島町(1)　○熊野町(3)
○三原市(2)　○海田町(3)　○安芸郡(1)　○府中市(4)　○坂町(1)　○非公表(2)
[東京都(広島市帰省)(1)，大阪府(1)，岡山県(1)，非公表(再度感染者(1)を除く)]

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等（9月12日現在 ※検査件数は10日現在）

検査件数（累計）	陽性件数（累計）	入院・療養中（内　入院(重症)数）	退院等累計	死亡
18,790 【 942 】	456 【 11 】	7（ 7 (0) ） 【 0（ 0 (0)）】	446 【 11 】	3 【 0 】

【　】･･･呉市内の状況
退院等には療養機関経過により，宿泊療養施設から退所した者等を含む

市内感染者（11 例）

呉市の新型コロナウイルス感染者等の状況等　　（9月10日現在）

感染者の年代	
20歳未満	0 (0%)
20～60歳代	9 (81.8%)
70歳代以上	2 (18.2%)

推定される感染経路	
陽性者との接触	6 (54.5%)
（内 呉市内での接触）	(1 (9.1%))
感染経路不明	5 (45.5%)
（内 感染経路調査中）	(0 (0%))

直近1週間のPCR等検査数※	21
内 陽性数（陽性率）	0 (0%)

※9月4日～10日

※国内感染者には，クルーズ船事例は含んでいません。

(2) 県内相談窓口の相談状況（ 9/10 現在）

相談日	相談件数	相談内容					
		症状等の健康相談	医療体制等	予防・治療等	渡　航	流行地域からの帰国者からの相談	その他
1/29～9/3	105,906	72,094	3,686	3,472	376	220	26,058
呉市分	4,817	3,681	100	195	13	7	821
9月 4日(金)	316	209	6	5	1	0	95
呉市分	12	7	0	0	0	0	5
9月 5日(土)	189	144	10	1	2	1	31
呉市分	4	4	0	0	0	0	0
9月 6日(日)	192	145	5	1	0	4	37
呉市分	11	9	0	0	0	0	2
9月 7日(月)	348	245	6	8	3	1	85
呉市分	10	9	0	0	0	0	1
9月 8日(火)	318	224	6	9	1	0	78
呉市分	14	11	0	0	0	0	3
9月 9日(水)	242	165	3	5	1	0	68
呉市分	5	3	0	0	0	0	2
9月10日(木)	243	157	5	6	0	0	75
呉市分	12	10	0	0	0	0	2
合　計	107,754	73,383	3,727	3,507	384	226	26,527
呉市分	4,885	3,734	100	195	13	7	836

(3) ＰＣＲ等検査の実施状況（ 9/10 現在）

検査実施日	検査件数　（　）内は陽性件数				
	保健所設置市分			県保健所管内分	合 計
	広島市	呉 市　(※)	福山市		
1/29～9/3	7,811 (283)	921 (11)	3,835 (64)	5,759 (91)	18,326 (449)
9月4日(金)	29 (0)	2 (0)	15 (0)	19 (0)	65 (0)
9月5日(土)	29 (0)	0 (0)	9 (0)	22 (0)	60 (0)
9月6日(日)	26 (1)	0 (0)	10 (0)	9 (0)	45 (1)
9月7日(月)	41 (4)	4 (0)	9 (0)	8 (0)	62 (4)
9月8日(火)	45 (0)	5 (0)	12 (0)	14 (0)	76 (0)
9月9日(水)	78 (0)	6 (0)	10 (0)	12 (0)	106 (0)
9月10日(木)	16 (0)	4 (0)	11 (0)	19 (0)	50 (0)
合 計	8,075 (288)	942 (11)	3,911 (64)	5,862 (91)	18,790 (454)

※ 9/1以降は未確定

(4) 自立支援室等への相談状況等　　　　（ 9/11　現在）

① 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数（生活・住まい等）

（件数）

	3/16～ 9/4	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
相談件数	1,837	6	10	9	12	18	55	1,892

・収入減などの生活相談

・②の生活福祉資金貸付金と③の住居確保給付金の相談件数を含む。

② 生活福祉資金貸付金の相談・申請件数（呉市社会福祉協議会）

（件数）

			3/25～ 9/4	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
相談件数			1,297	5	8	9	12	18	52	1,349
申請件数	緊急小口資金	10万円	145	0	1	0	0	2	3	148
		20万円	324	0	0	0	2	1	3	327
	総合支援資金		96	2	1	3	0	3	9	105
	計		565	2	2	3	2	6	15	580

・緊急小口資金：主に休業された方，　総合支援資金：主に失業された方

・貸付金は，申請後，審査を含めて５日前後で口座に振り込まれている。

③ 住居確保給付金の相談・申請件数（生活支援課自立支援室）

（件数）

	3/16～ 9/4	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
相談件数	423	1	1	0	0	0	2	425
申請件数	85	0	1	0	0	0	1	86

(5) 商工振興課　補助金ほか認定件数等　　（ 9/11 現在）

① 新型コロナウイルス感染症に関する持続化補助金証明書発行件数

（件数）

区分＼発行日	3/10～9/4	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
発行件数	45	0	0	0	0	1	1	46

② セーフティネット保証４，５号及び危機関連保証の認定件数

（件数）

区分＼認定日	3/2～9/4	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
セーフティネット保証４号（3/2～）	1,209	7	6	0	6	6	25	1,234
セーフティネット保証５号（3/6～）	152	0	1	0	2	1	4	156
危機関連保証（3/6～）	236	2	0	3	4	1	10	246
計	1,597	9	7	3	12	8	39	1,636

※上記の数値は呉市での認定件数であり，実際の融資件数とは異なります。

③ 呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付決定件数

（件数）

区分＼決定日	5/11～9/4	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
社会保険労務士	41	4	0	0	25	0	29	70
行政書士	379	3	0	0	43	0	46	425
計	420	7	0	0	68	0	75	495

④　行政書士による無料相談窓口の相談件数（市役所１階）

（件数）

相談日 / 区分	5/11～ 9/4	9/5（土）	9/6（日）	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
相談	836	0	1	5	3	5	9	8	31	867

⑤　小規模企業応援給付金申請件数及び振込件数

（件数）

日付 / 区分	6/4～ 9/4	9/5（土）	9/6（日）	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
申請	4,652	0	0	25	17	18	33	43	136	4,788
振込	4,207	0	0	0	0	0	87	0	87	4,294

⑥　宣言店給付金申請件数及び振込件数

（件数）

日付 / 区分	8/3～ 9/4	9/5（土）	9/6（日）	9/7（月）	9/8（火）	9/9（水）	9/10（木）	9/11（金）	週間計	累計
申請	1,203	43	0	23	29	37	33	41	206	1,409
振込	560	0	0	0	0	0	135	0	135	695

事　務　連　絡
令和２年９月１１日

各都道府県知事　殿

各府省庁担当課室　各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

１１月末までの催物の開催制限等について

令和２年８月２４日付け事務連絡により通知したとおり、９月１日以降の催物開催について、９月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、９月１９日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

１．催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、１１月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、９月１９日から実施する。

なお、１２月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

（１）催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

①　人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

・　別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件につい

て」及び別紙４「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方」を上限とする

・ 別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、５，０００人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア）及びイ）における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア）大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を１００％とすること。

・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

　なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ）のとおり取り扱うこと。

・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙３及び別紙４）の徹底が行われること。

・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙２「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

（参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、１）収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、２）収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（２）によることとする。

イ）大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア）に該当しない催物は、イ）の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０％を超えることもありうる。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和２年８月２４日付け事務連絡１．に示した目安によること。

（参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等が想定される催物については、１）収容定員が設定されている場合は当該収容定員の５０％までの参加人数とすることとし、２）収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（１ｍ）を要することとする。具体的には別紙

２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（２）によることとする。

（２）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（１ｍ）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、６月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（１ｍ）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（３）人数上限や収容率の要件の解釈について

① 各都道府県においては、令和２年７月８日付け事務連絡２．（１）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。

② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。

③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

④　各都道府県においては、令和２年８月７日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。

⑤　各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記１に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

２．催物の開催に関する留意事項

（１）エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙９「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

・ こまめな手洗いの励行
・ 出入口、トイレ等での手指消毒
・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ確保
・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合は１ｍ）空ける
・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（２）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和２年７月８日付け事務連絡２．（２）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

当面１１月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）　【別紙１】

○　**感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。

○　**イベントの収容率要件及び人数上限**については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。

○　得られた知見等を踏まえた**業種別ガイドラインの見直しを前提**に、**必要な感染防止策が担保される場合**（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、**当面11月末まで**、以下の取扱いとする方針とする。

①　**収容率要件**については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。

②　**人数上限**については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可**とする。

○　今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**９月19日より施行する。**

○　地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。

○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。**

○　１２月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔(＊できれば２ｍ)	5,000人

時期		収容率		人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	**大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの** ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会　等	**大声での歓声・声援等が想定されるもの** ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例　【別紙２】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	**音楽**
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲　等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート　等
演劇等	**スポーツイベント**
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス　等	サッカー、野球、大相撲　等
舞踊	**公営競技**
バレエ、現代舞踊、民族舞踊　等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	**公演**
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞　等	キャラクターショー、親子会公演　等
芸能・演芸	**ライブハウス・ナイトクラブ**
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術　等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式　等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙３】

○　以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）
  マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
  有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
- 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
  事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ**（COCOA）や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
  大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
  スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
  入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）**や十分な換気**
  休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
  入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
  演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に**接触しないよう確実な措置を講じる**とともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
  公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を 注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

【別紙４】

感染防止のチェックリスト

（１）徹底した感染防止等（収容率100％で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
（２）基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
（３）イベント開催の共通の前提		
⑪	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討　＊来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年７月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙５】

○　**当面１１月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合**、感染防止策の徹底等を前提に**100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を１席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。**すなわち、**収容率は50%を超える**こととなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「**業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。**

○　地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。

○　大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	
イベントの性質	・ **入退場や区域内の適切な行動確保**が可（区域が限定） ・ 参加者の**位置が固定**（座席や立ち位置固定）	
想定されるイベント及び収容率等	**【100%以内】** ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典　等	**【当面11月末まで 50%（※）以内】** ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ①　これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ②　これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③　発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。	

（※）異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

○　**当面１１月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合**、感染防止策の徹底等を前提に**人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内**、又は**十分な人と人との間隔を要する**。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は**「業種別ガイドライン」 等に基づく行動（別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。**

○　地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。

○　大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	• **入退場や区域内の適切な行動確保が可能** • 参加者が**自由に移動できる** • **名簿等で参加者の把握が可能**	• **入退場や区域内の適切な行動確保が困難** • 参加者が**自由に移動できる** • **名簿等で参加者を把握困難**
想定されるイベント（例）	• 展示会（人数等を管理できるイベント） • 地域の行事	• 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	• 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は**収容率50%以内**、設定されていない場合は**十分な人と人との間隔（１ｍ）**を要することとする。 • それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は**収容率100%以内**、設定されていない場合は**密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）**を空けることとする。	• 当分の間、**十分な人と人との間隔（１ｍ）**を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、**開催について慎重に判断**。

イベントの人数上限の目安（目安）

○　イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスクは**、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加**するものと考えられる。
○　具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提**に、**人数上限は、当面１１月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定**する。また、１２月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
○　地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
○　また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント**等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討するよう促す**。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	**①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50%** **②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人**		**慎重な判断**
留意事項	• 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 • 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 • 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。		

イベント類型と収容率・上限人数の関係

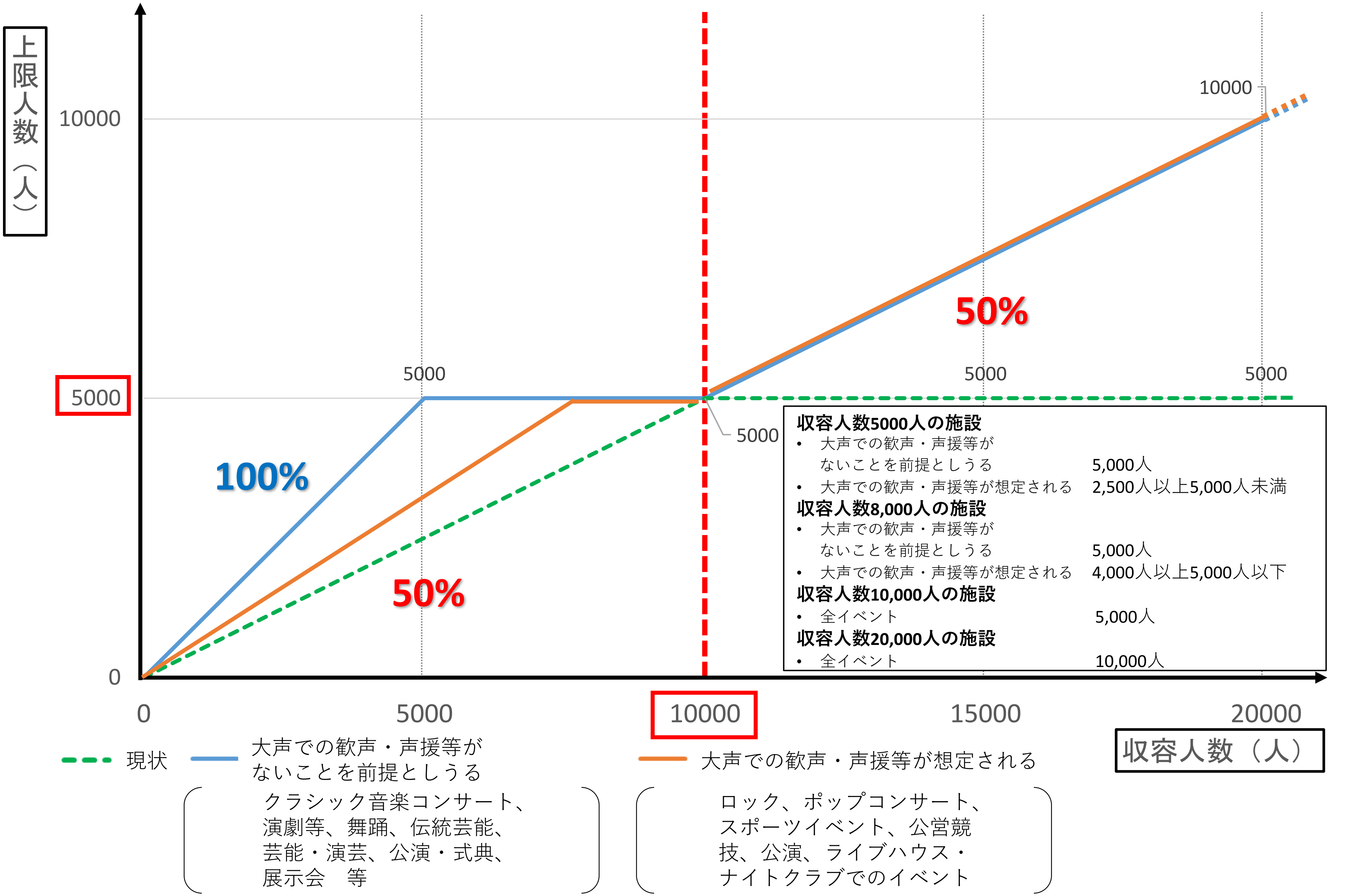

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙９】

基本的方向性

・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。**「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提**に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク	**感染防止策**
接触感染 ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加	・こまめな**手洗い**の励行 ・出入口、トイレ等での**手指消毒** ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
飛沫感染　※ 5㎛以上の粒子 ・感染者の飛沫（5㎛以上）の吸い込み ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加	・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能） ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を２ｍ**確保 ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
マイクロ飛沫感染　※ 5㎛未満の粒子 ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク） ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク） ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告	・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保** ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１ｍ）空ける。 ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

（留意事項）
・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し　等）
・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入　等）
・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

（案）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和２年５月１５日制定
（令和２年５月２２日一部改正）（令和２年５月２６日一部改正）
（令和２年５月２９日一部改正）（令和２年６月１８日一部改正）
（令和２年７月　９日一部改正）（令和２年７月３１日一部改正）
（令和２年８月３１日一部改正）（令和２年９月１５日一部改正）
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

（修正事項１）

令和２年５月１５日制定（令和２年８月３１日一部改正）の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直し，これに基づき，引き続き，感染拡大防止を図る。

１　基本的な考え方

疫学的状況、医療状況、専門家意見、ステージ

○　本県においては，７月以降，飲食店などでの感染の広がりや若年層の感染が多く確認されており，また，感染経路が不明なケースも多く見られる。一方で，８月以降，新規感染者数は，減少傾向を示し，本県の感染状況は，一定程度に収まってきている。

○　医療の状況をみると，重症者数や療養者数は少なく，また，感染者のための入院病床や軽症者用の宿泊療養施設の確保，ＰＣＲ検査などの検査能力の増強などに取り組んでおり，新たに感染者が発生した場合でも，直ちに，医療状況がひっ迫する恐れは少ない。

○　専門家からは，「感染は散発的発生に抑制されており，医療提供体制に特段の支障がないステージⅠに相当する状態にある。引き続き，感染防止対策に取り組むことが望ましい」との見解が示されている。

○　県では，こうした状況を踏まえ，引き続き，感染の拡大を最小限に抑えながら，社会・経済活動を継続することを基本とし，別紙「広島積極ガード宣言」のもと，県民，事業者，行政が連携して，感染拡大防止対策に取り組むこととする。【本県の感染状況：ステージⅠ】

○　国の対処方針においては，「新しい生活様式」の定着等を前提として，一定の移行期間を設け，外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ，段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。

移動・イベントの全般的方針

○　本県では，他地域の感染状況などに鑑み，６月１９日から他の都道府県への移動の自粛を解除しているが，当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えることとしている。また，イベントの開催については，国の方針を参考に，当面１１月末まで，開催制限を行うこととし，１２月以降の取扱いについては，後日，対処方針を改正するものとする。

○　疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は，再度，制限を強化し，まん延防止に取り組む。

○　こうした制限の緩和・強化にあたっては，「ステージ」のどの段階に該当するかを「見える化」した基準を設定し，地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら，適時・適切に判断する。（別紙「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」）

○　本県においては，ステージⅢに移行しないように，対策を講じるめやすとなる「警戒基準値」を設定し，極力，行動制限を行うことなく，県民が日常の生活を続けられる状態を保ちながら，感染拡大防止に努めることとする。

○　国において新たな対処方針等が示された場合は，必要に応じて見直しを行う。

２　県民，事業者，行政が連携して取り組む重要事項

○　外出の自粛や休業の要請などの行動制限は，感染拡大防止の効果は非常に大きいが，一方で，社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため，行動制限を行う事態になる前に，県民，事業者，行政が，まさに一丸となって，感染の拡大防止に取り組むことが重要である。

○　本県においては，７月以降，飲食店などでの感染の広がりが確認され，また，若年層の感染が多いことから，感染確定までの間に，感染者が広範囲にわたって移動・活動し，接触者を増やしている状況が見受けられる。

○　また，発症初期は，新型コロナウイルス感染症の症状と風邪の症状が似ていることから区別がつきにくく，発症から検査までの数日間，様子を見ているケースや複数の医療機関を受診した後に検査に繋がるケースが散見され，その間に感染が広がることも懸念される。

○　感染の拡大を抑えるためには，感染者を早期に発見し，入院治療などの措置につなげ，感染の連鎖を遮断していくことが肝要であり，県民，事業者，行政が連携して次の取組を進める。

（１）施設やイベントでの「広島コロナお知らせＱＲ」の積極的な活用

施設などに掲示されているＱＲコードをスマートフォンなどで読み取り，メールアドレスを登録した施設利用者に対して，感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に，感染者と接触した可能性があることを伝え，円滑にＰＣＲ検査を受けられるようにする。

○　事業者は，利用者に安心・信頼して施設の利用やイベントへの参加をしていただくため，県が令和２年８月 14 日から提供している「広島コロナお知らせＱＲ」を積極的に導入する。
- 県ホームページからＱＲコードの発行を申込み，ＱＲコードを施設やイベントにおける客席や入口に掲示し，施設の利用者やイベント参加者に登録を呼び掛ける。
- 併せて，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言を行う。

○　県民は，感染者と接触した可能性があることを速やかに知ることができ，また，お知らせを受けた場合には，連絡先を探す負担がなく，ＰＣＲ検査の申込みや受診ができることから，「広島コロナお知らせＱＲ」を積極的に利用する。
- 併せて，国の接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）を利用する。

○　行政は，感染者の早期発見，ＰＣＲ検査の円滑な案内，積極的疫学調査の効率的な実施につなげるため，飲食店を中心に「広島コロナお知らせＱＲ」の早期普及を図る。

（２）風邪の症状などがある場合の早期の検査実施

新型コロナウイルス感染症か，それとも風邪かの区別がつきにくい場合であっても，風邪の症状，倦怠感などがあれば，しばらく様子を見ることなく，直ちに，身近な診療所などで受診して，検査を受けられるようにする。

○　行政は，医師会の協力のもと，身近な診療所などにおいて，検体採取時のリスクや負担を軽減することが可能な唾液検体の採取を行えるようにするなど，検査体制を整える。

○　県民は，風邪の症状が出た場合，様子を見ることなく，事前に連絡して，身近な診療所などで受診する。

○　事業者は，従業員などが体調不良を訴えた場合には，休暇の取得を促し，併せて，速やかな，医療機関への受診を促す。

（３）「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」制度の推進

県民が安心して店舗を利用できるように，店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝えることを目的としたこの制度について，宣言店の増加を図るとともに，店舗ごとの自主的な取組に委ねるだけでなく，感染症対策の取組状況を確認していく。

○　行政は，関係団体と連携し，事業者に対して，感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知や「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の普及を進めるとともに，飲食店などを訪問し，感染症対策の取組状況を確認していく。

○　飲食関連事業者などは，ガイドラインなどに基づき，各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言する。

また，適宜，ガイドラインの見直しを行う。

○　県民は，飲食店などを利用する際には，感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用する。

【感染拡大防止の観点からの店舗名の公表】

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和２年７月２８日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に沿って，クラスターなど感染者が発生し，感染経路の追跡が困難な場合は，感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また，ガイドラインに掲載している感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは，その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。

制限期間を削除

３　移動の自粛について（法第２４条第９項）

他の都道府県への移動については，自粛を解除しているが，移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して，引き続き，当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

４　施設の使用制限及び催物の開催停止の協力要請（法第２４条第９項）

イベントの開催条件

（１）イベントの開催条件【令和２年１１月３０日まで】

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に，次の参加人数をめやすとして，イベントを開催することができる。

ア　参加人数

次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする。

（ア）人数上限

ａ　収容定員が設定されている場合

５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか多い方を上限とする。

（この場合，収容定員が１０，０００人以下の場合は５，０００人となり，収容定員が１０，０００人を超える場合は収容定員の５０％となる。）

ｂ　収容定員が設定されていない場合

次の「収容率要件」ａ，ｂにおける「収容定員が設定されていない場合」の例による。

（イ）収容率要件

a　大声での歓声，声援などが想定されない場合

収容率の上限を１００％とする。具体例は次のとおりである。

（ａ）参加者の位置が固定され，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

収容定員までの参加人数とする。

（ｂ）参加者が自由に移動できるものの，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

・　収容定員が設定されている場合は，収容定員までの参加人数とする。

・　収容定員が設定されていない場合は，密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限，人と人とが接触しない程度の間隔）を空けることとする。

なお，参加者が自由に移動でき，かつ，入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は，後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声，声援などが想定されないイベントの例】

音楽	クラシック音楽，歌劇，合唱，ジャズ，吹奏楽，民族音楽，歌謡曲などのコンサート
演劇等	現代演劇，児童演劇，人形劇，ミュージカル，読み聞かせ，手話パフォーマンスなど
舞踊	バレエ，現代舞踊，民族舞踊など
伝統芸能	雅楽，能楽，文楽・人形浄瑠璃，歌舞伎，組踊，邦舞など
芸能・演芸	講談，落語，浪曲，漫談，漫才，奇術など
講演・式典	各種講演会，説明会，ワークショップ，各種教室，行政主催イベントなど
展示会	各種展示会，商談会，各種ショー

b　大声での歓声，声援などが想定される場合

収容率は，次の具体例のとおりとする。

（ａ）参加者の位置が固定され，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

異なるグループ又は個人間では，座席を一席は空けることとしつつ，同一グループ（５人以内に限る。）内では座席などの間隔を設けなくてもよい。この場合，参加人数は，収容定員の５０％を超えることもありうる。

（ｂ）参加者が自由に移動できるものの，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

・　収容定員が設定されている場合は，収容定員の５０％までの参加人数とする。

・　収容定員が設定されていない場合は，十分な人と人との間隔（１ｍ）を空けていること。

なお，参加者が自由に移動でき，かつ，入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は，後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声，声援などが想定されるイベントの例】

音楽	ロックコンサート，ポップコンサートなど
スポーツイベント	サッカー，野球，大相撲など
公営競技	競馬，競輪，競艇，オートレースなど
公演	キャラクターショーなど
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

イ　感染防止対策

（ア）消毒の徹底等

出入口，トイレなどでの手指消毒，施設内のこまめな消毒，手洗いの奨励など

（イ）マスク着用の担保

マスク着用状況を確認し，マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など

（ウ）有症状者の出演，入場などを確実に防止

検温を実施し，発熱などの症状がある場合は，イベントへの参加を控えてもらうようにする。入場を断った際の料金払い戻し措置を規定する。有症状の出演者などは，出演・練習を控えるなど

（エ）参加者の把握

事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握，接触確認アプリや「広島コロナお知らせＱＲ」の積極的活用など

（オ）大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合，個別に注意・対応できるようにする。スポーツイベントなどでは，鳴り物の使用を禁止し，個別に注意・対応できるようにするなど

（カ）３密の回避

こまめな換気，入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避（時間差入退場，人員の配置，導線の確保など），休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底，入場口・トイレ・売店などでの密集が回避できない場合は，その収容能力に応じて人数上限などを下回る制限の実施など

（キ）演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者，選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じるとともに，接触が防止できないおそれがある場合は開催を見合わせる。演者が歌唱などを行う場合には，舞台から観客まで一定の距離を確保（最低２ｍ）など

（ク）交通機関，イベント後の打ち上げなどにおける３密の回避

イベント前後の公共交通機関，飲食店などでの密集を回避するため，交通機関，飲食店などの分散利用について注意喚起など

ウ　祭りなどの行事の開催について

祭り，花火大会，野外フェスティバルなどについては，全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては，中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は，十分な人と人との間隔（１ｍ）を設けることとし，当該間隔の維持が困難な場合は，開催について慎重に判断する。

エ　事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には，そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

（２）施設の使用条件

施設の使用にあたっては，県民が安心して利用できるよう，「新しい働き方様式」の活用と，業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策を徹底すること。

なお，次表の施設については，これまで国内でクラスターが発生するなどのリスクの高さに鑑み，「新しい働き方様式」の活用と，業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え，引き続き，次の取組に協力していただくよう要請する。

① 感染症患者が発生した場合に備え，施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。

② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には，保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には，まん延を防止する観点から，施設名を自ら公表して，利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

次表

区分	対象施設
運動，遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊 興 施 設 等	キャバレー，ナイトクラブ，スナック，バー，ダーツバー，パブ 等 カラオケボックス・カラオケ喫茶，ライブハウス 風俗等に関する営業

（３）食事提供施設

食事提供施設の状況は多様であり，一律の対策をあてはめることは困難であることから，次の取組への協力を要請する。

① 専門家の意見を得ながら科学的知見に基づいて開発した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート（飲食店版）」を活用して，店舗ごとの実情にあった対策を選択・策定し，速やかに実行すること。策定した対策は定期的に見直していくことが望ましい。

② 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を活用して，自主的な感染予防対策を見える化し，利用者の安心感の向上に努めること。

③ 「広島コロナお知らせＱＲ」を積極的に活用して，施設にＱＲコードを掲示し，利用者への登録を呼び掛けることで，利用者の安心・信頼感の向上に努めること。

５　県民に対する要請（法第２４条第９項）

① 外出する場合には，「３つの密」の徹底的な回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。

② 発熱等の症状がある場合は，外出を控え，あらかじめ連絡をした上で，身近な診療所などで受診すること。また，イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないこと。

③ 飲食店などにおいて大声で話したり，カラオケ，イベント，スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。

④ 参加者及びその連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避けること。また，会食などで飲食店などを利用する場合は，座席間隔の確保や換気などの３密予防，従業員や利用者の手指消毒，マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。

⑤　これまで全国でクラスターが発生した施設において，４－（２）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は，施設の利用を控えること。

⑥　屋内外を問わず，密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。

⑦　他の都道府県への移動については，自粛を解除しているが，移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して，引き続き，当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

⑧　在宅勤務，時差出勤，自転車・徒歩通勤などにより，通勤時の人との接触を減らすこと。

⑨　感染例が発生した場合には，まん延を防止する観点から，保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

⑩　接触確認アプリを積極的にインストールすること。また，「広島コロナお知らせＱＲ」を積極的に利用すること。

⑪　感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

６　事業者に対する要請（法第２４条第９項）

①　「新しい働き方様式」を活用して，「３つの密」の回避，発熱者等の事業所等への入場防止や，飛沫感染・接触感染防止等，人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。

②　従業員などが体調不良を訴えた場合には，休暇の取得を促し，併せて，速やかな，医療機関への受診を促すこと。

③　４－（１）「イベントの開催条件」に該当するものを除き，屋内外を問わず，大勢の者が参集し，密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。

④　引き続き，Ｗｅｂ会議，テレワークの積極的な活用などにより，出勤者数の削減に取り組むこと。また，出勤した場合にも，座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。

⑤　事業所等に出勤する従業員に対しては，時差出勤，自転車・徒歩等による出勤を促すこと。

⑥　従業員に対し，会食などで飲食店などを利用する場合は，ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用するよう促すこと。また，飲食店などにおいて大声で話したり，カラオケ，イベント，スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。

⑦　飲食関連事業者などにおいては，ガイドラインなどに基づき，各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言すること。

⑧　接触確認アプリや「広島コロナお知らせＱＲ」などのデジタル技術を積極的に導入すること。

⑨　他の都道府県への移動については，自粛を解除しているが，移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して，引き続き，当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

⑩　感染の恐れのある者を特定できない場合には，まん延を防止する観点から，施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

施行期日

７　施行期日

令和２年９月 15 日一部改正における４の（１）イベント開催条件の改正は，同年９月 19 日から施行し，その他の改正は，同年９月 15 日から施行する。

別紙

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 1/3

区分	ステージⅠ（感染散発）	ステージⅡ（感染漸増）	ステージⅢ（感染急増）	ステージⅣ（感染爆発）
感染状況（疫学的状況）	■感染者が散発的に発生	■クラスターが度々発生し，感染者がだんだんと増え，重症者が徐々に増加	■ステージⅡに比べ，クラスターが広範に多発するなど，感染者が急増	■大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し，爆発的な感染拡大により，高齢者や高リスク者が大量に感染し，多くの重症者や死亡者が発生し始める。
感染状況（医療状況）	■医療提供体制に特段の支障がない。	■保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大 ■一般医療も実施する中で，医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	■新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の負荷がさらに高まる。 ■一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要	■公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要
指標（めやす）		◇　警戒基準値 ステージⅢに移行しないように対策を講じるめやす ①病床のひっ迫具合 （病床全体及び重症用病床のそれぞれについて） 最大確保病床（ピーク時に向けて確保しようとしている病床数）の占有率が1/5以上 ②人口10万人当たりの全療養者（入院者，自宅・宿泊療養者）数が6人以上 （換算値：約170人/日） ③新規報告数（直近1週間の人口10万人当たりの感染者数）が4人以上 （換算値：平均16人/日） ④直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑤感染経路不明割合が50%	《ステージⅢへの移行めやす》 ①病床のひっ迫具合 （病床全体及び重症者用病床のそれぞれについて） ●最大確保病床（ピーク時に向けて確保しようとしている病床数）の占有率が1/5以上 ●現時点の確保病床数（追加確保の見込みがある病床を含む。）の占有率が1/4以上 ②人口10万人当たりの全療養者（入院者，自宅・宿泊療養者）数が15人以上 ③PCR陽性率が10% ④新規報告数（直近1週間の人口10万人当たりの感染者数）が15人以上 ⑤直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑥感染経路不明割合が50%	《ステージⅣへの移行めやす》 ①病床のひっ迫具合 （病床全体及び重症者用病床のそれぞれについて） ●最大確保病床（ピーク時に向けて確保しようとしている病床数）の占有率が1/2以上 ②人口10万人当たりの全療養者（入院者，自宅・宿泊療養者）数が25人以上 ③PCR陽性率が10% ④新規報告数（直近1週間の人口10万人当たりの感染者数）が25人以上 ⑤直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑥感染経路不明割合が50%

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 2/3

<table>
<tr><th>区分</th><th>ステージⅠ
（感染散発）</th><th>ステージⅡ
（感染漸増）</th><th>ステージⅢ
（感染急増）</th><th>ステージⅣ
（感染爆発）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県民の
皆様への要請</td><td colspan="4">3密回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人との距離確保</td></tr>
<tr><td colspan="3">「広島コロナお知らせQR」の積極的な利用，接触確認アプリのインストール</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒基準値に達する場合の取組例
＜家庭での感染が多い場合＞
■風邪症状が出た場合の早期受診の徹底
■家庭内での体調チェックを実施
＜飲食店などでの感染が多い場合＞
■大声で話す・大声での応援などを控える。</td><td>■夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛
■飲食店における人数制限
■感染予防を徹底できない場合の感染が拡大している地域との県境を越えた移動の自粛</td><td>■外出の自粛
■県境を越えた移動の自粛
■集会の人数制限</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業者・
企業への要請</td><td colspan="4">感染防止のための業種別ガイドラインなどの順守徹底・適宜見直し</td></tr>
<tr><td colspan="4">Web会議・テレワークの活用，時差出勤，座席間距離確保，執務オフィス分散</td></tr>
<tr><td colspan="3">「広島コロナお知らせQR」の積極的な導入，接触確認アプリの活用</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒基準値に達する場合の取組例
＜職場での感染が多い場合＞
■検温，発熱者などの入場防止の徹底
■体調不良の従業員に休暇・受診を徹底
＜飲食店などでの感染が多い場合＞
■業界団体による感染防止普及活動</td><td>■ガイドラインを順守していない酒類提供を行う飲食店の休業
■イベント開催の見直し
■観光地施設などの入場制限
■飲食店における人数制限
■感染予防を徹底できない場合の感染が拡大している地域との県境を越えた出張の自粛</td><td>■生活必需品を取り扱う事業者などを除き，施設の使用制限
■観光地施設や公共施設の人数制限や閉鎖
■イベントの開催自粛
■学校の休校
■出張の自粛，出勤をできるだけ回避</td></tr>
</table>

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 3/3

区分	ステージⅠ（感染散発）	ステージⅡ（感染漸増）	ステージⅢ（感染急増）	ステージⅣ（感染爆発）

行政の取組

＜感染者の早期発見＞
■積極的疫学調査の実施　■身近な医療機関での検体採取の実施　■風邪症状時での検査実施
■検査対象とする接触者の拡大　■「広島コロナお知らせQR」の普及

＜情報分析＞
■感染経路・要因の分析　■クラスター発生状況の分析　■分析に基づく対策強化

＜感染拡大に備えた医療体制の整備＞
■感染者のための入院病床の確保，軽症者・無症状者用の宿泊療養施設の確保
■検査機器の整備などによる検査能力の拡大　■医療資機材の確保，機材を扱う人材の確保
■医療従事者などに対する支援　■感染症医療支援チーム及びDMAT・DPATの派遣支援

＜保健所の体制強化＞
■人的応援体制の整備

＜感染予防・拡大防止＞
■ガイドラインの提示　■「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡大　■宣言内容の確認・助言
■明確なメッセージ発信　■相談のためのコールセンターの設置

警戒基準値に達する場合の取組例
■県民・事業者への警戒強化の呼び掛け
■感染が増加している要因を分析し，発生状況などを基に，対象を絞った対策を実施
■感染拡大業種などを対象とした検査実施
■感染拡大地域でのキャラバン隊の巡回

■休業要請を行った場合の事業者支援

■宿泊療養により難い場合における軽症者・無症状者で重症化リスクの低い人に対する自宅療養の実施

■重症化リスクの高い発症者を優先的に対応
■臨時の医療施設の運用・追加

別紙

感染拡大に対する警戒強化宣言　～第２波を防ぐために～
「広島積極ガード宣言」

R2.7.21　広島県

１　趣旨

○　本県では，新型コロナウイルス感染症拡大の一定の落ち着きを見て，第２波の到来に備えた検査能力増強や医療提供体制強化，並びに経済活動支援等の取組を進めているところである。

○　こうした中，７月に入り，広島市や福山市等で連続して感染者が発生し，かつ，感染経路不明者の割合が高まっており，特に，７月期の特徴は，４月期と比較して，飲食店等の市中で感染拡大が進み，さらにその罹患者が若年者であることから感染確定までの間に広範囲にわたって移動・活動し，その間に接触者を増やしていることが挙げられる。

○　これらのことから，７月期は４月期よりも急激かつ広範に感染が進むことが懸念され，専門家からも，第２波の入口に差し掛かっていると見られ，このまま推移すると感染者の大幅増の恐れがあるとの見解が示されている。

○　県民の健康で安心できる暮らしや雇用の維持確保をはじめ，経済活動正常化の動きを止めないために，現段階での再度の行動制限等は回避することを基本として，早急に感染拡大防止対策に取り組むこととする。

２　具体的な感染拡大防止対策

（１）基本方針

行政は徹底した早期の新規感染者の捕捉などによる感染拡大防止対策に取り組む。

県民及び事業者は徹底した感染予防対策に取り組む。

これらを両輪として県民・事業者・行政が連携して警戒を強化し，第２波到来を阻止することを基本方針とする。

（２）行政の取組

①　徹底した早期の新規感染者の捕捉と入院等措置の実施

出来るだけ早期に陽性患者を捕捉し入院等の措置を取ることで他者との接触を遮断し感染拡大を防止する。そのために「検査体制の拡充」と「検査対象の拡大」に取り組む。

ア　検査体制の拡充

身近な医療機関でのＰＣＲや抗原検査の検体採取を可能にして，感染確認検査の高頻度化を図り，感染者捕捉の入口を増加する。

そのため，

（ア）検体採取を実施するクリニック等の協力医療機関の増加に取り組む。

（イ）協力医療機関において，検体採取のリスクや負担を低減することが可能な唾液採取を普及する。そのために，検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

（ウ）協力医療機関において唾液採取による検査が可能となるまでの間は，医療機関を受診した者のうち，検査が必要と考えられる者の帰国者・接触者外来でのＰＣＲ検査への誘導拡大を図る。

イ　検査対象の拡大

疑わしい症状が出てから検査実施までの期間を最短化するために，身近な診療所や協力医療機関等において，従来よりも幅広かつ迅速に検査実施の判断を行うこととする。

② 積極的疫学調査の徹底

これまでは，患者との接触者に対して，現在の健康状態（熱など風邪症状の有無，嗅覚・味覚消失も含む）や接触度合いに応じてＰＣＲ検査を実施してきた。

今後は，この検査対象者を更に拡大して，感染者と発症前１４日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として，また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など，これまでの検査対象者基準を拡大することで，より広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。

公表に関して，陽性と判明した後，速やかに，年齢，居住地，症状，入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより，個人情報を守秘することで，聞き取り調査の精度を上げつつ，調整に要する時間を短縮し，積極的疫学調査の効果を上げる。

集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は，個別に詳細を公表し，また，感染拡大防止のために必要がある場合には，施設名等を含め積極的に公表を行う。

また，発生が続いている時期においては，定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

③ 感染防止対策を整備した店舗等の拡大

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡充を図るとともに，業態ごとに優先順位を付けて，取組宣言店への実地確認等を行う。また，各施設に関して国等が示したガイドラインの適切性について全国の感染状況データ等を入手するなどし，ガイドライン等のＰＤＣＡにも取り組んでいく。

④ 国の接触確認アプリ等のデジタル技術の積極的活用

国の接触確認アプリの導入を促進するとともに，調査の効率化と情報の確度を高め感染者の早期発見を徹底するため，店舗ＱＲコードの活用等のデジタル技術の導入を図る。

（３）県民及び事業者の感染防止対策の徹底

県民及び事業者が自ら基本に立ち返った感染予防策の徹底に取り組んでいただけるよう，以下を発信する。

①　県民に対する働きかけ

ア　引き続き，感染予防策（「３つの密」の徹底的な回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人と人との距離確保等）を徹底してください。

イ　検査対象を拡大することから，体調不良時は外出を控え，予め電話をした上で，身近な診療所などで受診し，医師の指示に従ってください。

ウ　飲食店等を利用する場合は，ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用してください。

エ　国の接触確認アプリや「広島コロナお知らせＱＲ」などのデジタル技術を積極的に活用してください。

オ　感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して，リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。

カ　感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには，積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり，感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも，感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。

②　事業者に対する働きかけ

ア　県が発表しているガイドラインに沿って，各職場にあった感染予防対策を講じてください。

イ　従業員等が体調不良を訴えた場合には休暇の取得を促し，あわせて速やかな医療機関への受診を促してください。

ウ　飲食関連事業者等においては，ガイドライン等に基づき，各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言してください。

エ　国の接触確認アプリや「広島コロナお知らせＱＲ」などのデジタル技術を積極的に導入してください。

オ　感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して，リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えるように，従業員に注意喚起してくだい。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。